

物件調書

物件番号	1	所在地	厚木市旭町四丁目 2264 番 9、2264 番 11			
面積		【実測】2268.80 m ² 【公簿】2268 m ²		地目	登記：雑種地	
接道道路の状況		南側 市道 A-12 号（厚木岡田線） 幅員約 12.5m（接道部分）		私道負担	なし	
法令等の制限	都市計画	市街化区域	用途地域	工業地域		
	建ぺい率	60%		容積率	200%	
	その他の地区	厚木市景観計画区域（厚木市全域）、河川区域、洪水浸水想定区域				
	その他の法規制	—				
供給処理施設の状況	施設の種類		状況		照会先及び電話番号	
	上水道	有	敷地内引込管あり		神奈川県厚木水道営業所 046 (224) 1111 (代)	
	下水道	有	敷地内引込管あり		厚木市河川下水道総務課 046 (225) 2361	
	都市ガス	有	敷地内引込管あり		厚木ガス（株） 046 (228) 3211 (代)	
	電気	可	—		東京電力パワーグリッド（株） 0120 (995) 007	
交通機関		小田急小田原線「本厚木駅」から約 1.3km（直線距離） 最寄りのバス停「岡田一本杉」から約 160m（道路距離）				
特記事項		土地利用条件（用途指定） （１）厚木市企業等の立地促進等に関する条例で定める戦略産業の用（指定用途）に供するものとします。 なお、同条例で定める戦略産業とは環境の関連産業、エネルギーの関連産業、医療福祉の関連産業、防災の関連産業、食品の関連産業、流通の関連産業、情報の関連産業をいいます。 （２）所有権移転の日から換算して 3 年を経過するまでに必要な工事を完了し、本件土地を指定用途に供してください。 （３）指定用途に供した日から起算して 10 年を経過する日までの間（指定期間）、本件土地を指定用途に供してください。 （４）指定期間が経過するまでは、落札者が自ら又は請負人をして指定用途に供する建物を建築し、戦略産業事業者に土地と建物を併せて譲渡する場合を除き、所有権の移転を行わないでください。 ただし、やむを得ない理由により事前に厚木市と協議をし、承認を得た場合はこの限りではありません。なお、所有権の移転を行う場合は、その後の譲受人にも契約内容を承継させるものとし				

ます。

- (5) 指定期間内は、売買物件に地上権、質権、賃借権その他の使用もしくは利益を目的とする権利（抵当権を含まない）を設定及び権利の移転を行わないでください。
- (6) 市が利用計画の履行状況を確認するために実地調査をすることがあり、その場合は、調査等を拒むことはできません。
- (7) 土地利用条件に違反した場合は、契約書で規定する違約金が発生します。また、契約書に定める義務を履行しないときは、契約を解除することがあります。

その他の事項

- (1) 本物件は、隣接事業所の従業員用駐車場及び工場立地法に基づく緑地として利用されていました。現況は、植栽は撤去され、更地となっています。
- (2) 市は、本物件における地中埋設物調査、地盤調査、法令に基づく土壌調査その他の地下状況に関する調査を実施していません。物件の引き渡し後に不測の損害が生じた場合も、本市は一切の責任を負いません。
- (3) 本物件は、平成 24 年まで、市立火葬場の敷地として利用されていました。当該火葬場は廃止後、市において建物等の解体撤去を実施し、更地化しています。
- (4) 市は、火葬場解体工事に際して地中に残置した構造物等に関する図面を保有しています。当該図面は参考資料として閲覧に供しますが、その内容の完全性、正確性及び現況との一致を保証するものではありません。また、当該図面に記載されたもの以外の地中埋設物については調査していません。
- (5) 市は、火葬場解体時に任意の土壌調査を実施しており、その結果資料を参考資料として閲覧に供します。なお、当該調査は法令に基づく土壌汚染状況調査として実施したものではありません。
入札参加希望者においては、当該資料の内容及び現地の状況等を踏まえ、本物件の利用計画に応じて入札参加をご検討ください。
- (6) 本物件内には、照明柱や地表面の一部のプラスチック製メッシュネットその他の工作物等が残存しています。市は、上記工作物、埋設物その他地上・地下の現況について撤去、改修又は補修

を行いません。

(7) 本物件東側隣接地の一部樹木が越境しています。本物件は現況有姿での引渡しとし、当該越境に関する是正、協議その他必要な対応については、買受人において行うものとします。

(8) 本物件南東に従前火葬場の塀として使用していた構造物の一部が隣地境界を越えて残存しております。

(9) 本物件（旭町4丁目2264番11地内）には、過去に火葬場敷地として利用されていた経緯を踏まえ、慰霊碑が建立されていますが開札日（令和8年10月15日）までに更地とする予定です。

(10) 本物件の利用に当たり、開発行為、造成工事、建築物の建築その他の行為を行う場合は、都市計画法、建築基準法、河川法、土壤汚染対策法その他関係法令に基づく許可、協議又は届出が必要となる場合がありますので、あらかじめ関係行政機関へ確認してください。

(11) 本物件の利用、開発又は建築等に伴い、隣接土地所有者、近隣住民その他の関係者との協議、調整等が必要となる場合があります。その場合は、買受人において対応するものとします。

(12) 本物件は河川区域内に所在しています。なお、本物件の土地利用に係る河川法上の取扱いについては、計画内容に応じて個別に判断されるため、河川管理者へ確認してください。

河川管理者問い合わせ先：

神奈川県厚木土木事務所相模川環境課

電話 046 (223) 1711（内線 251 から 255）

※地積測量図等は閲覧できます。閲覧を希望される場合は、事前に財政課に連絡のうえ来庁してください。

【窓口】厚木市財務部財政課

厚木市中町三丁目17番17号 厚木市役所本庁舎3階

電話 046 (225) 2089

受付時間 9時～12時、13時～17時

（土曜日、日曜・祝日及び年末年始を除く。）